○農林水産省告示第千四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県八頭郡智頭町大字市瀬字横路上下二五四八、二五五三の五、二五五三の六、字小谷二五六八、二五六九の一、二五六九の二、二五七〇、二五七一の一、二五七一の二、二五七二、二五七三、字ニノフ谷二五八六から二五八八まで、二五九〇の一から二五九〇の三まで、二五九一から二五九三まで、二五九五の一、二五九五の二、二五九六、二五九七、二五九八の一、二五九八の二、二五九九、字持谷二七八三から二七九〇まで、二七九一の一、二七九一の二、二七九三から二七九八まで、字黒岩ノ上二八二二の一、二八二二の八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南巨摩郡身延町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、身延町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大阪府交野市大字星田五〇一九の一（次の図に示す部分に限る。）、五〇一九の二、五〇一九の四、五〇一九の一一、五〇二三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び交野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市大滝字大血川五一六三の二・字大血川山五一九六・五一九七・字大血川髙ヲ子奥五一九八の二・字浜平丸クロ六〇九三の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、六〇九三の二、字浜平フカタワ六〇九六、字塩沢向山六二一八の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一)　鳥取県鳥取市国府町清水字太田一二三、六一六から六二二まで、六二三の一、六二三の二、六二四の一、六二五、六二六、字西谷一六八の二、一七〇から一七二まで、五七三から五八二まで、五九九から六〇五まで、字白髪谷二二二、二二四、二二四の一、二二五、二二六、五一九、五二〇、五二〇の一、五二一から五二七まで、五二九から五三三まで、字中尾二二三、四六七の一、四六八、四六九、四七〇の一、四七二、字横岩二二七、二二九から二三一まで、四九九から五〇九まで、字大場三〇四の一、三〇六、三〇七、四五九、四五九の一、四六〇、四六〇の一、四六一の一、四六二の一、四六三、四六四、四六五の一、四六六、字ドウゴ岩三二四、三二六、三二九、字銘々谷三五四、三五四の一、三五五から三五七まで、三五七の一、三五八、三五九の一、三六一から三六三まで、三六四の一、三六五、字精進岩三六六から三七〇まで、三七〇の一、三七一から三七三まで、三七三の一、三七四から三七九まで、字大谷三八〇から三九一まで、三九六から四〇一まで、四〇五から四〇九まで、字高平四〇二の一、四〇三、四〇四、四一〇から四一七まで、字才ノ尾三九二から三九五まで、四二六、四二六の一、四二七から四三四まで、字蛇谷四一八から四二五まで、字七廻り四三五から四五八まで、字小谷四七四から四八〇まで、字柳坂四八一、四八三から四八九まで、字中ノ尾四九〇から四九四まで、四九七、四九八、字蛛ガナル五一〇から五一八まで、五一八の一、字滝ノ方五三四から五三六まで、五三八、字菅谷五四〇、五五三から五五六まで、字ヒヨドリ尾五四三から五四五まで、五四七から五五一まで、字方山五四六、五八三から五八八まで、字南土居五五二の一、五五八、国府町菅野字坂畑七五の二六・七五の二八から七五の三〇まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字本谷七六の六、国府町新井字桜谷三一六、三二一、三二一の一、三二三、字大平三二九、字向山三四三の一、三四三の六、国府町荒舟字池ノ谷三九九、字池ノ谷奥蛇抜谷六四七の一、六四七の二、六四七の四

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県鳥取市国府町奥谷字於以茂谷一、一の一、字牛飼場二、三の一、三の二、四の一、四の二、五、六、字山田七、八、国府町上荒舟字学院平四三二、四三七、国府町中河原字太田四四二、四四四、四四五、四四六の一から四四六の三まで、字中土居四四九の一